

十和田市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月  
十和田市教育委員会

# 目次

1	計画の趣旨	1
---	-------	---

---

## 2 本市の現状

---

(1)	1 箇月時間外在校等時間について	1
(2)	職種別時間外在校等時間について	2
(3)	過去3年間の月別平均時間外在校等時間について	4
(4)	年次休暇の平均取得日数について	5
(5)	十和田市教育委員会のこれまでの取組	5

## 3 目標

---

目標 1	教育職員の時間外在校等時間の削減	6
目標 2	教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい	6

4	計画の期間について	6
---	-----------	---

---

## 5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容について

---

(1)	国の動向	7
(2)	「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
■	学校以外が担うべき業務	8
■	教師以外が積極的に参画すべき業務	8
■	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	9
(3)	目標達成に向けた学校における措置の推進	9
(4)	教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	10

## 6 関連する取組、今後のフォローアップについて

---

(1)	在校等時間の把握・報告等	11
(2)	長時間の時間外在校等時間への対応について	11
(3)	本計画の周知等について	12

## 1 計画の趣旨

近年、学校を取り巻く環境は複雑・多様化し、教育職員の業務負荷が増大しています。本計画は、改正給特法に基づき、教育職員の業務量を適切に管理し、心身の健康を保持するための具体的措置を定めるものです。

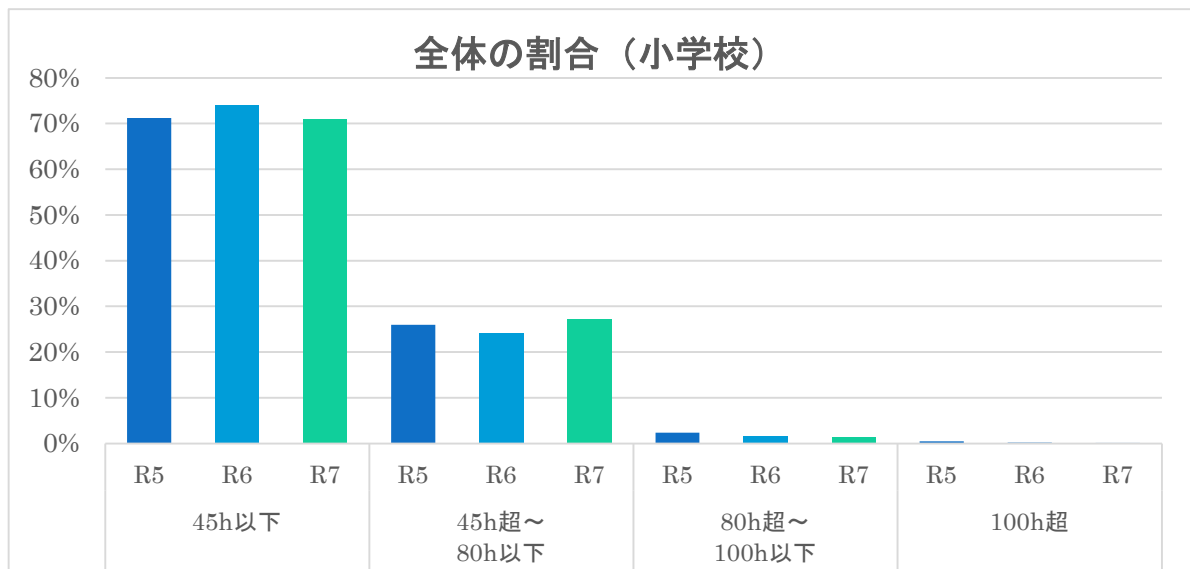
教育職員が健康で生き生きと勤務し、その専門性を最大限に発揮できる環境を整えることは、児童生徒一人ひとりに寄り添う質の高い教育を実現するために不可欠です。本市では、本計画の実施を通じて「働きやすさ」と「働きがい」を両立させ、持続可能な学校教育体制の構築を目指します。

## 2 本市の現状

### (1) 1 箇月時間外在校等時間について

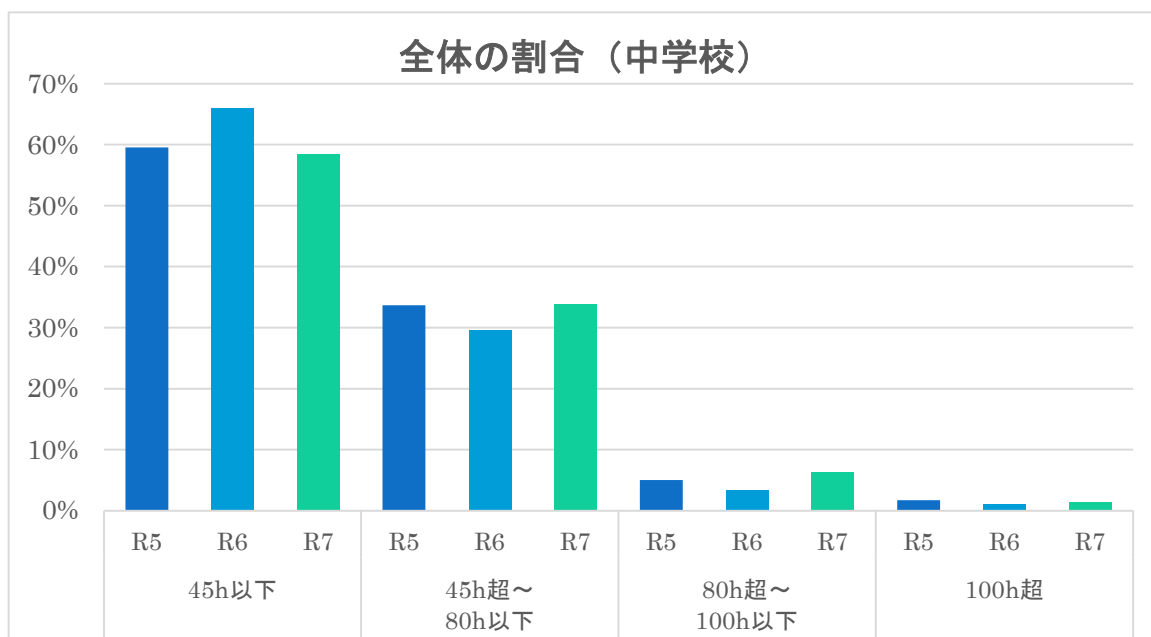
文部科学省は令和 11 年度までに教育職員の 1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標としており、時間外在校等時間が 80 時間を超える教育職員を早急になくさなければならないとし、本市においても教育職員の時間外在校等時間の削減を推進するため、市立小・中学校の教育職員の時間外在校等時間の把握に努めています。

#### ① 小学校における 1 箇月時間外在校等時間の割合



小学校については、「45 時間以下」の割合が 7 割前後となっており、「45 時間超～80 時間以下」の割合が微増しています。「80 時間超～100 時間以下」もいまだゼロにはなっていないのが現状です。

## ②中学校における1箇月時間外在校等時間の割合

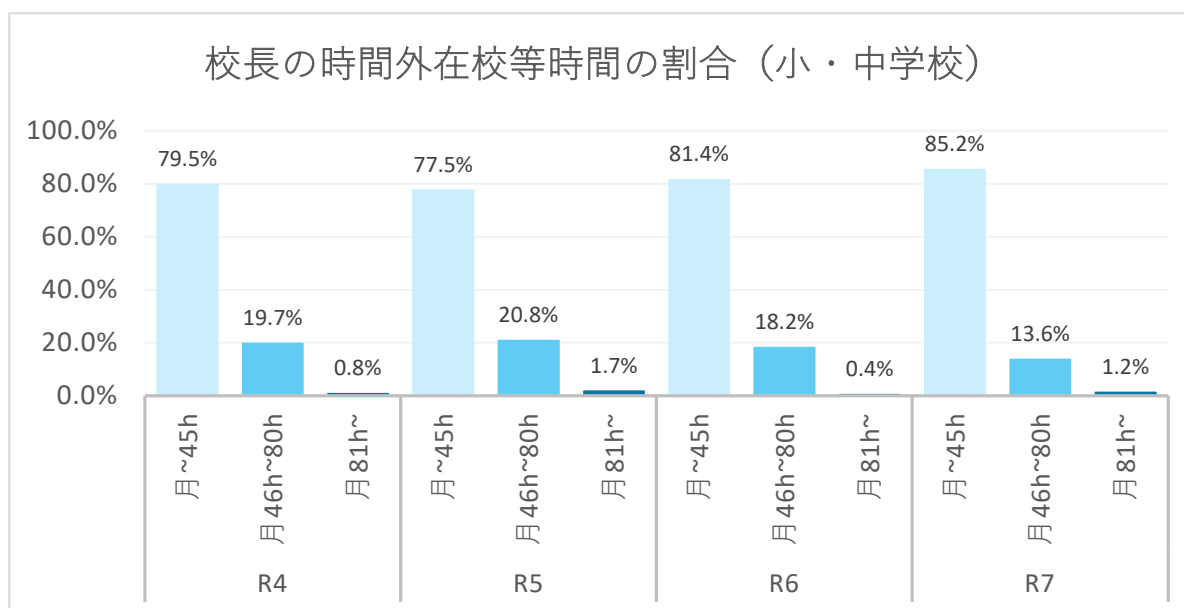


中学校については、「45 時間以下」の割合が6割前後となっており、「45 時間超～80 時間以下」の割合が3割を超えています。「80 時間超～100 時間以下」も小学校と比較すると多くなっており、「100 時間超」の教育職員がまだ存在しているのが実情です。

## (2) 職種別時間外在校等時間について

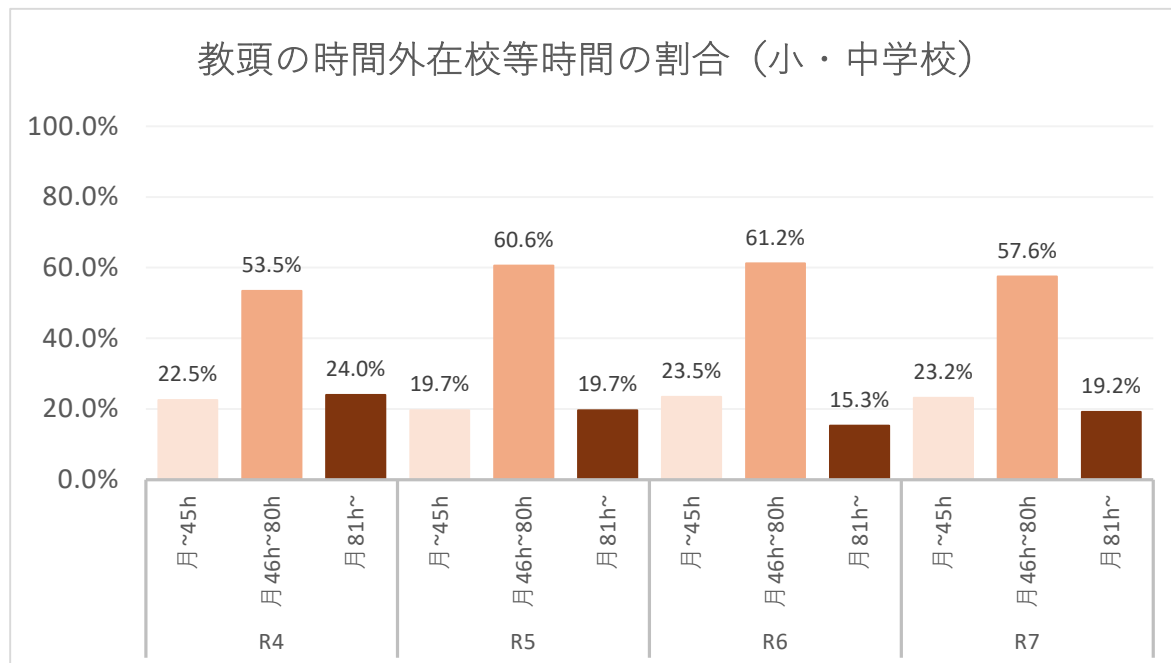
### ①校長について

授業や学級担任業務がないため、教頭・教諭よりも在校時間が短い傾向にあります。



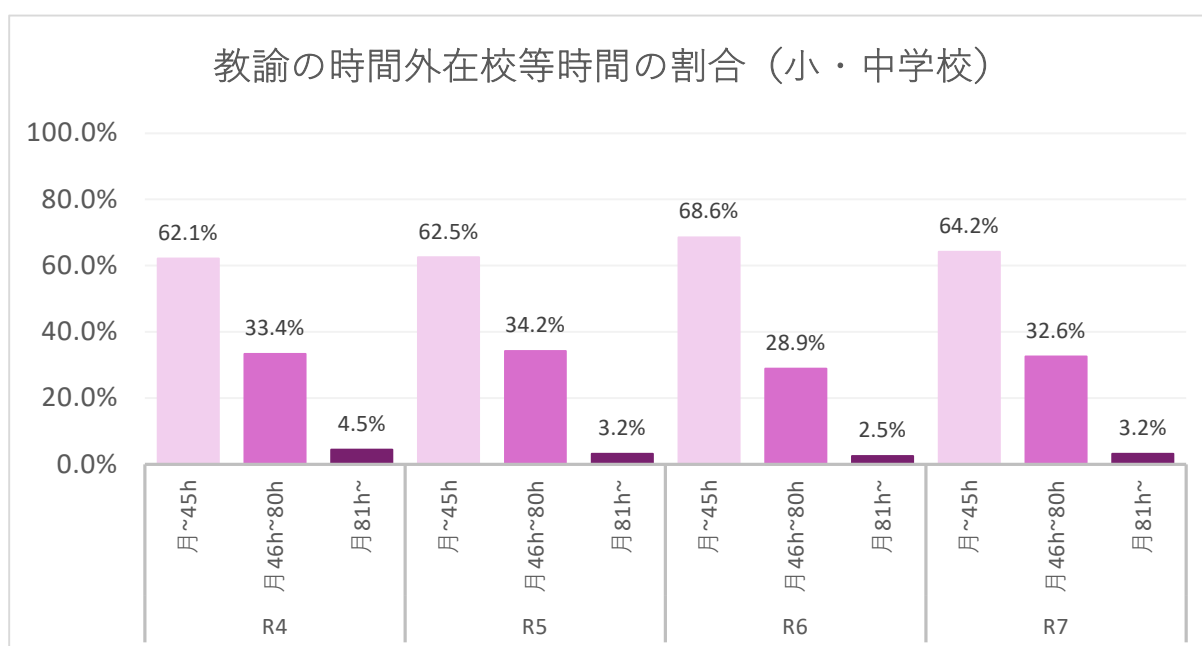
## ②教頭について

教頭は、多くの学校において学校の開錠・施錠等も担っており、保護者や児童生徒等様々な対応にあたるため、最も時間外在校等時間が長くなる傾向にあります。



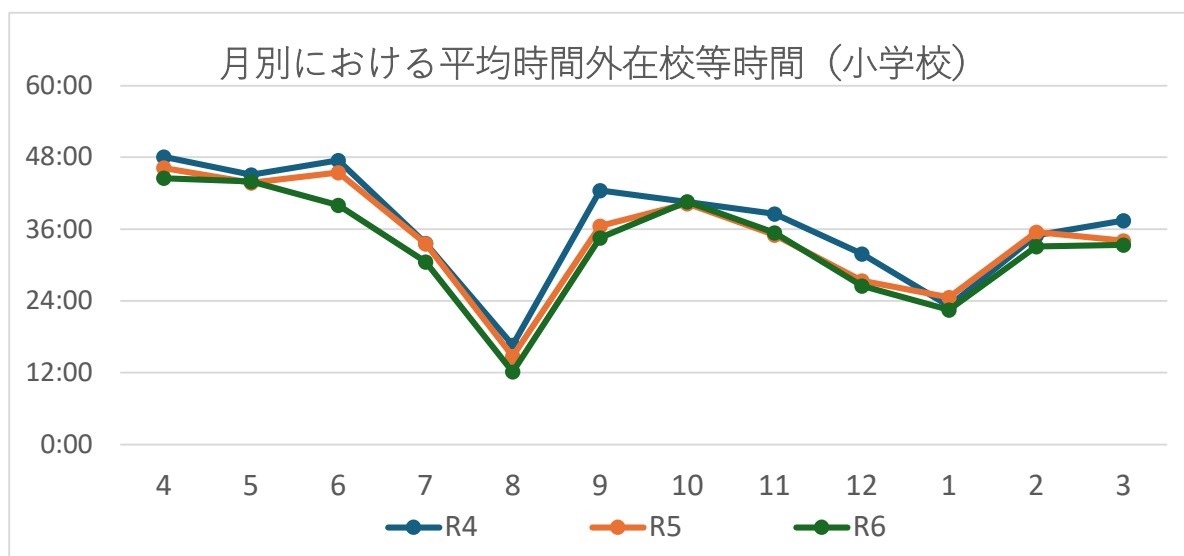
## ③教諭について

教諭は、45 時間以下の割合が多いとはいえ、大多数が学級担任等を担っているため、保護者対応等の業務が多く、依然として1箇月に「46 時間以上 80 時間以下」の時間外在校等時間の割合が減少しないのが現状となっています。

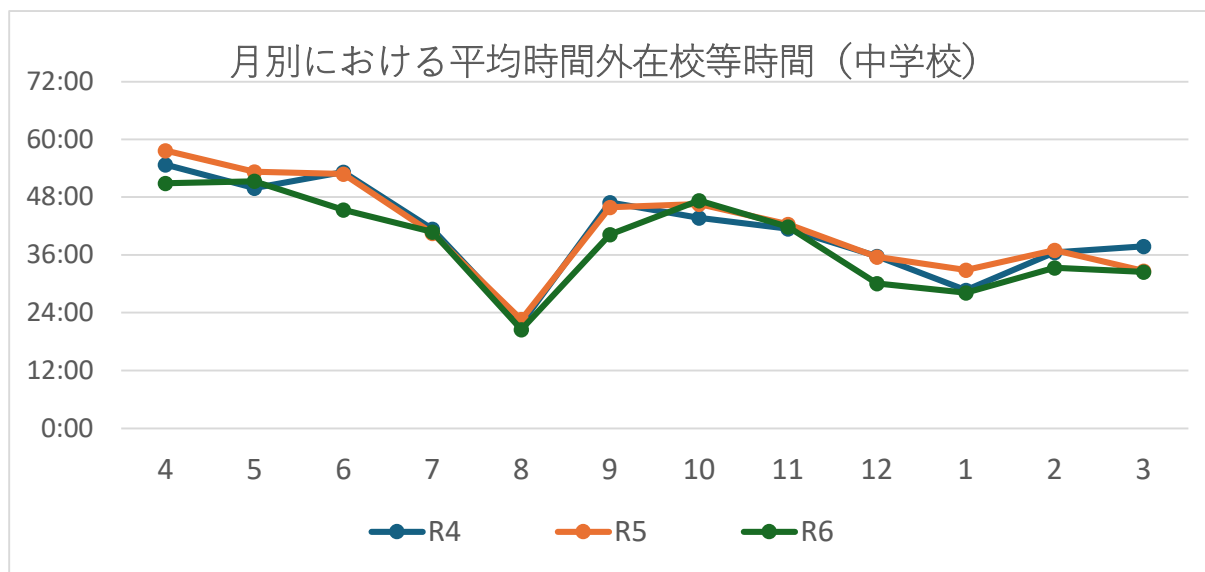


### (3) 過去3年間の月別平均時間外在校等時間について

#### ①小学校



#### ②中学校



小学校、中学校ともに新年度（4～5月）や秋頃（9～11月）及び年度末（2～3月）は学校行事も多く比較的増加する傾向にあります。また、中学校では部活動により月の平均が50時間を超えることもあります。

#### ③小学校及び中学校における年間平均時間外在校等時間について

##### ■小学校

年 度	年間平均
令和4年度	36時間 39分
令和5年度	34時間 45分
令和6年度	33時間 05分

##### ■中学校

年 度	年間平均
令和4年度	40時間 58分
令和5年度	41時間 37分
令和6年度	38時間 31分

#### (4) 年次休暇の平均取得日数について

令和6年（令和6年4月1日～令和7年3月31日）における当市の小・中学校の教育職員の年次休暇の平均取得日数は以下のとおりであり、わずかながら中学校の平均取得日数が少ない状況となっています。

	平均取得日数
小学校	14.4日
中学校	13.5日

#### (5) 十和田市教育委員会のこれまでの取組

本市では、学校における働き方改革推進に係る指針（令和4年9月2日改正）において、次表のとおり時間外在校等時間の上限時間を設定しています。

【原則】	
① 1箇月	45時間以内
② 1年間	360時間以内
【特例】 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情*により勤務せざるを得ない場合	
① 1箇月	100時間未満
② 1年間	720時間以内
③ 1年のうち1箇月	45時間を超える月数は6箇月以内
④ 連続する複数月（年間6箇月以内）の1箇月平均	80時間以内
※ 学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じているおそれがある場合 など	

※十和田市教育委員会作成 学校における働き方推進に係る指針より

当市においては、教育職員の働き方改革の一環として、平成30年度よりタイムカードを導入し、一人ずつの在校時間等を管理・把握するよう努めており、1箇月の時間外在校等時間が80時間以上の教育職員に対し、学校長を通じて長時間勤務に対する意識の啓発及びメンタルヘルス不調等の健康障害の防止のため、通知を実施しています。

なお、全教育職員に対して毎年ストレスチェックを実施しており、高ストレスと判定された場合には、個別に産業医の面談を受けることを勧奨しております。

## 3 目標

教育職員が子どもたちとゆとりを持って対話し、同僚や管理職と前向きに情報交換したりする時間や、よりよい授業実践に向けて教材とじっくり向き合う時間を確保していくことが重要であり、実現するためには教育職員の長時間勤務を改善し、教育職員自身が「心の余裕」を生み出すことが必要です。

当市においても以下のとおり目標を設定し、「教育職員のウェルビーイングの向上」及び「全ての子どもたちへのよりよい教育の実現」を目指します。

### 目標 1 教育職員の時間外在校等時間の削減

- (1) 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合を 100%にする。
- (2) 1 箇月時間外在校等時間の平均を 30 時間程度にする。
- (3) 教育職員の 1 年間時間外在校等時間を 360 時間以内とする。

※令和 7 年 6 月に成立した給特法等改正法（令和 7 年法律第 68 号）において、国では令和 11 年度までに、教育職員一人当たりの 1 箇月時間外在校等時間の平均を 30 時間程度に削減することを目標とすることが規定されました。

### 目標 2 教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい

- (1) ストレスチェックにおける高ストレス判定者の割合を 5%まで減少させる。  
(R7 年 : 6.6%、R6 : 5.5%、R5 : 6.9%、R4 : 6.3%)
- (2) 教育職員の年次休暇の計画的利用の促進ならびに平均取得日数 15 日以上を毎年目指す。

## 4 計画の期間について

**取組期間 令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間**

学校における働き方改革が着実に進展していることを実感できることが重要となります。この期間中に、上記の二つの目標を達成できるよう学校・教育委員会・保護者等の関係者との連携が必要となります。期間は 4 年間としておりますが、年度ごとに目標の進捗状況を振り返ることも重要となります。

## 5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容について

### (1) 国の動向

学校における働き方改革の一層の推進

#### ■令和7年6月

▶ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法という。）等の一部改正

この改正により、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、働き方改革の一層の推進等を図るため教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画の策定・公表、計画の実施状況の公表が義務付けられました。

#### ■令和7年9月

同年6月に一部改正された給特法に基づき、「**学校と教師の業務の3分類**」（※資料1）がアップデートされ、実施計画を策定する際に踏まえるべき内容として、文部科学大臣が定める「**業務量管理・健康確保措置に関する指針**」に位置付けられました。これにより、教育職員の勤務状況等に関する内容を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施していくことになりました。

※資料1

学校と教師の業務の3分類		別添4
<p>▶ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、<b>服務監督教育委員会</b>は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「<b>業務量管理・健康確保措置実施計画</b>」に反映。</p> <p>▶ 学校は、<b>学校運営協議会</b>等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、<b>地域・学校ごと</b>の議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。</p>		
<p><b>学校以外が担うべき業務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</li> <li>2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</li> <li>3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）</li> <li>4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</li> <li>5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</li> </ol> <p>※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築</p>	<p><b>教師以外が積極的に参画すべき業務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6 調査・統計等への回答   学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施</li> <li>7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理   学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画</li> <li>8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理   教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討</li> <li>9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理   教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討</li> <li>10 校舎の開錠・施錠   副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進</li> <li>11 児童生徒の休み時間における安全への配慮   地域住民等の支援や、輪番等を促進</li> <li>12 校内清掃   児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進</li> <li>13 部活動   部活動の地域展開・地域連携を推進</li> </ol> <p>※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画</p>	<p><b>教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>14 給食の時間における対応   食に関する指導については、栄養教諭等が対応</li> <li>15 授業準備   教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進</li> <li>16 学習評価や成績処理   採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進</li> <li>17 学校行事の準備・運営   関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討</li> <li>18 進路指導の準備   就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進</li> <li>19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応   専門スタッフとの協働等を促進</li> </ol> <p>まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。</p>

## (2) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

### ■学校以外が担うべき業務

#### ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

保護者による基本的な見守りや登下校時の付き添い、また交通安全指導や地域住民が散歩や掃除をしながら児童生徒を見守る「ながら見守り」を推進します。

#### ②地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

各学校がこれまで培ってきた地域とのつながりを大切にしながら地域学校協働活動を行うことを基本としつつ、新規に取り組む活動において専門的な講師の選定が必要となった場合など、学校では対応しきれない案件については、地域学校協働本部（スポーツ・生涯学習課内）が、地域関係者との連絡調整等のコーディネートを行います。

#### ③保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（学校運営上のトラブルへの対応）

県と連携を強化し、スクールロイヤーを活用しながら法的観点から要求の正当性を判断し、学校だけで抱え込まず、速やかに教育委員会に報告し、指導・助言を仰ぎます。また、教育委員会においても随時に学校を訪問するなど学校の相談に適切に対応していきます。

### ■教師以外が積極的に参画すべき業務

#### ④調査・統計等への回答

校務支援システムの機能等を活用することにより、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。

#### ⑤ICTの活用を含む業務の効率化

校務に活用できるICTについての関連研修の実施やICT支援員の派遣を通して教育職員の情報活用能力の向上に努めます。

#### ⑥校舎の開錠・施錠

職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備します。

#### ⑦部活動

部活動の地域連携を実現・強化し、平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、休日についても部活動指導員や外部スタッフ等の活用を推進しながら、教育職員の分担を減らします。

## ■教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

### ⑧授業準備、学習評価や成績処理

授業準備や採点作業等を補助するために、アシスタントティーチャーやスクールサポートスタッフを全校に配置できるよう進めるとともに、校務支援システムの機能を活用することによって事務負担を軽減します。

### ⑨支援が必要な児童生徒・家庭への対応

児童生徒の支援度や児童生徒数に応じて特別支援教育支援員を配置します。また、十和田市教育相談室「トワハート」における教育相談の充実をはかり、教育支援室「わかこま」と学校との連携をしっかりと取りながら、教育職員の負担軽減へつなげていきます。

## (3) 目標達成に向けた学校における措置の推進

学校においても、現場の裁量で取り組める「独自の工夫」についても重視されており、学校単位での取り組みを強化します。

### ①校務支援システムの活用

令和8年度より校務支援システムを導入し、児童生徒の出欠管理及び教育職員の出退勤管理や校内外との情報共有に係る手間を削減することで、教育職員が教育活動に専念できる環境づくりを推進します。

### ②学校行事の見直し

学校行事の目的、効果、行事間の連携を再検討し、目的や内容が重複するものについては、廃止や縮減等の精選に積極的に取り組みます。

### ③会議等の効率化

会議・打合せ等の議題等の精選、連絡のみの会議の廃止等による回数や時間削減を図るほか、資料の事前配布などによる時間短縮を強化します。

### ④校務分掌の見直し

個人に業務が集中しないよう、校務分掌を工夫するなど、時間外在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化を推進します。

### ⑤保護者連絡ツールの活用推進

学校だよりや保護者への通知等は、保護者連絡ツールを活用しペーパーレス化を促進します。

## ⑥専門スタッフの活用推進

特別支援教育支援員、アシスタントティーチャー、ALT、教育相談員、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）などを配置し、教育活動を支援します。 ※教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）は、県との連携による。

## ⑦部活動の適切な運営

「運動部活動の方針」及び「文化部活動の方針」を踏まえ、部活動の適切な運営のための体制整備、適切な休養日等の設定の定着を図るとともに、顧問を複数人配置し、部活動指導員とも連携を強化しながら顧問の負担を軽減するよう努めていきます。

## (4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教師のサービスを監督する教育委員会及び校長等の管理職には教育職員の健康を守る「安全配慮義務」があります。労働安全衛生法等の規定を遵守し、教育委員会は全ての子どもたちへのよりよい教育実現に向けて、学校の管理職は、教育職員の健康・福祉を確保し「教師が教師でなくては出来ないことに集中」できる環境を整備し、学校を一つのチームとして強固なものにしていかなければなりません。そのために教育委員会及び学校が連携して、以下の内容に取り組んでいきます。

### ①定時退下日の設定

教育職員が心身ともに健康で、質の高い授業準備を行う時間を確保するため、週に一度の定時退下を推進しています。業務の効率化を図り、放課後に行う会議の精選や事務作業の削減を進めることで、教育職員が早期に帰宅し、リフレッシュできる環境づくりに努めます。

### ②学校閉庁日の設定

夏季・冬季休業中に「学校閉庁日」を設けています。この期間は原則として学校の業務を停止し、教育職員が休暇を取得しやすい環境を整えます。心身の休息を促すとともに、自己研鑽の時間を確保することで、教育職員としての活力を養い、教育活動の充実に繋がります。

### ③休日の部活動地域連携

生徒にとってより専門的な指導環境を整え、教育職員の休日負担を軽減するため、休日の部活動を地域のスポーツ・文化団体等へ段階的に移行します。地域と連携し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの多様な活動を支える、持続可能な体制構築を目指します。

#### ④校務支援システムによる時間外在校等時間の管理

教育職員の出退勤及び時間外在校等時間は、本市において令和8年度から利用が開始される校務支援システムで管理できるようになります。校長等の管理職は在校時間を適正に把握し、教育職員の在校時間に応じた声かけを行うなど勤務時間管理を適切に行い、教育職員の健康管理に取り組んでいきます。

また、教育委員会は学校の現状を把握し、時間外在校等時間が特に顕著な教育職員が在籍する学校へのヒアリングの実施や個別のアプローチにも取り組んでいきます。

#### ⑤年次有給休暇等の計画的な取得

年次有給休暇の計画的な取得利用の推進や、各種休暇についても周知し、休暇の利用を促進します。

#### ⑥ストレスチェックの適切な実施

市内小中学校で実施しているストレスチェックの実施率を90%にし、実施率の低い学校に対し、積極的に活用するよう周知します。

また、集団分析の結果等を活用して職場改善を推進し、教育職員のメンタルヘルス対策の充実を図っていきます。

令和6年度実施率：83.90%

令和7年度実施率：82.20%

#### ⑦教育職員の健康管理に係る対応

1箇月の時間外在校等時間が80時間以上になった教育職員に対し、学校長を通じて各種相談窓口を通知することに加え、校長等の管理職に教育職員の業務時間や健康状態の管理を改めて依頼します。

## 6 関連する取組、今後のフォローアップについて

### (1) 在校等時間の把握・報告等

取組の着実な実行を推進するため、各小中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度十和田市のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告します。

### (2) 長時間の時間外在校等時間への対応について

各小中学校の在校時間等の状況を市教育委員会が毎月確認し、時間外在校等時間が長時間となっている（80時間以上等）教育職員がいる学校や、業務の持ち帰

りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対して、速やかに状況が改善されることを目指し、学校に対する個別の支援・指導を実施します。

### (3) 本計画の周知等について

学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会をとらえ学校に対し本計画および「学校と教師の業務の3分類」の周知を行い、校長会議等において管理職向けマネジメント等に関する研修を実施するなど、教育委員会からの支援を強化します。